

松江市告示第2号

市道の供用開始に関する告示

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、松江市都市整備部建設総務課において、告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和5年1月4日

松江市長 上 定 昭 仁

路線 番号	路線名	供用開始の区 間 起 終 点 点	供用開始日	図面 番号	備考
10251	学 校 新 山 線	松江市西尾町字東谷1081番4地先 " " " 1084番16地先	令和5年1月4日	1	
14033	西 ノ 谷 新 山 線	松江市西尾町字東谷1084番10地先 " " " 1081番3地先	令和5年1月4日	1	